

警察証明取扱要領を下記のように定め、平成23年1月1日から実施する。

なお、警察証明取扱要領の制定について（昭和40年兵警総例規第27号）は、廃止する。

記

第1 趣旨

この要領は、別に定めあるもののほか、警察証明の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

この要領における用語の意義は、次のとおりとする。

- 1 警察証明 警察の所管に係る事務に関し、当該事務を取り扱った所属の長（以下「証明者」という。）が、証明を必要とする者（以下「願い出者」という。）からの申請に係る事実のあったこと又は届出を受理したことについて、証明書を交付して行う証明をいう。
- 2 事実証明 警察証明のうち、申請に係る事実があったことについての証明をいう。
- 3 届出証明 警察証明のうち、申請に係る届出を受理したことについての証明をいう。

第3 発行対象

- 1 証明者は、願い出者の申請に対し、別表の左欄に掲げる証明対象について、同表の中欄に掲げる事由に該当する場合に、それぞれ同表の右欄に掲げる証明書を発行するものとする。
- 2 証明者は、別表に規定する証明対象及び事由以外の警察証明の申請があった場合は、当該申請が、申請に係る事実があったことの証明をすることができ、かつ、証明書を発行する必要性が客観的に認められるものであるときにあっては事実証明を、申請に係る事実があったことの証明をすることができず、かつ、次のいずれかに該当するときにあっては届出証明を、それぞれ総務部長の承認を得た上で行うことができる。
 - (1) 現に法令により、警察の証明を要することが規定されているとき。
 - (2) その証明を行う官公庁等がなく、その証明が得られない場合は願い出者が著しい不利益を被ることが明らかであり、かつ、警察がその証明を行うことが適当であるとき。
 - (3) 警察の証明を求める官公庁等において、警察の証明がない場合には事務の取扱い上著しく支障を来すもので、当該官公庁等において証明に係る事実の調査を行うことが不相当である特別の事情があり、かつ、警察がその証明を行うことが適当であるとき。

第4 発行拒否事由

前記第3の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、証明書の発行を拒否するものとする。

- 1 証明書の必要理由、使用目的及び提出先が明らかでないとき。
- 2 願い出者又はその代理者が正当な者でないとき。
- 3 証明内容が確認できないとき。
- 4 被害品及び遺失物件が既に返還されているなど証明書を発行する必要がないと認められるとき。
- 5 申請内容に虚偽があるとき。
- 6 悪用のおそれがあるとき。
- 7 その他証明書を発行することが適当でないとき。

第5 証明書の発行要領

- 1 証明者は、願い出者から申請があったときは、当該申請の内容が前記第3に規定する証明書の発行対象に該当すること、及び前記第4に規定する証明書の発行拒否事由に該当しないことについて確認した上で、次の各号に掲げる当該申請に係る証明書の区分に応じ、当該各号に掲げる様式による証明書の提出を求め、これを受理するものとする。
 - (1) 保護・留置証明書 保護・留置証明願（様式第1号）
 - (2) 被害・遺失届出証明書 被害・遺失届出証明願（様式第2号）

(3) 行方不明者届出証明書 行方不明者届出証明願（様式第3号）

- 2 前記1の規定により証明願を受理した証明者は、当該証明願の写しに所要事項を記載し、押印することによって証明書を作成し、願い出者に交付するものとする。
- 3 証明者は、前記第3の2の規定により事実証明又は届出証明を行うときは、前記1及び2の規定に準じて証明書を作成し、願い出者に交付するものとする。

第6 留意事項

- 1 証明書の交付は、特別な事情のある場合を除き、即日行うものとする。
- 2 証明の申請があった場合において、証明書を発行することができないときは、願い出者に対し、懇切にその理由を説明するとともに、関係する官公庁等に対して連絡するなど、適切な措置を講ずるものとする。

別表

証明対象	事由		証明書	
	使用目的	提出先	種類	発行証明書
保護又は留置の取扱い	児童扶養手当の申請	市区町村	事実証明	保護証明書又は留置証明書
	国民健康保険料の減免措置の申請			
	身体を拘束され指定日に出頭できなかったことの疎明	官公庁		
犯罪被害又は遺失の届出	在留カードの再交付	入国管理局	届出証明	被害届出証明書又は遺失届出証明書
	特別永住者証明書の再交付	市区町村		
	旅券の再交付	都道府県又は大使館等		
	雑損控除の申請	税務署		
	有価証券等の公示催告手続の申立て	簡易裁判所		
行方不明者の届出	児童扶養手当の申請	市区町村	行方不明者届出証明書	
	失踪宣告の申立て	家庭裁判所		
	法定離婚訴訟の提起			
	不在者財産管理人の選任			

様式第1号

保護・留置証明願

年 月 日

兵庫県

殿

(願い出者) 住所
職業
氏名

印

電話番号

被保護・被留置者との関係

次の使用目的及び提出先に間違いありませんので、
願います。 保護 留置 されていたことを証明

使用目的		提出先	
保護・留置期間	年 月 日から	年 月 日までの間	
被保護・被留置者	氏名	年 月 日生	

証明事項

保護・留置期間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで	の間
保護・留置場所		
被保護・被留置者	本籍	
	住所	
	氏名	
	年 月 日生	

交付番号 第 号

上記のとおり、
保護 留置 していたことを証明します。

年 月 日

兵庫県

印

注 該当する事項の□に✓印を付すこと。

被害・遺失届出証明願

年 月 日

兵庫県

殿
(願い出者) 住所
職業
氏名

電話番号
被害・遺失者との関係

㊞

次の使用目的及び提出先に間違いありませんので、
 犯罪被害 遺失 の届出をしたことを証明願います。

使用目的		提出先	
届出年月日	年	月	日
被害・遺失場所			
被害・遺失者			
被害・遺失物件			

証明事項

届出年月日	年	月	日
被害・遺失日時	年	月	日 午 時 分から 年 月 日 午 時 分まで の間
被害・遺失場所			
被害・遺失者	住所		
	氏名 (歳)		
被害・遺失物件			

交付番号 第 号

上記のとおり、
 犯罪被害 遺失 の届出を受理したことを証明します。

年 月 日

兵庫県

印

注 該当する事項の□に✓を付すこと。

行方不明者届出証明願

年 月 日

兵庫県

殿

(願い出者) 住所

職業

氏名

㊞

電話番号

行方不明者との関係

次の使用目的及び提出先に間違いありませんので、行方不明者についての届出をしたことを証明願います。

使用目的		提出先	
届出日	年	月	日
行方不明者	氏名	年	月 日生

証明事項

行方不明年月日	年	月	日
行方不明者	本籍		
	住所	-----	
	氏名	年	月 日生

交付番号 第 号

上記のとおり、行方不明者についての届出を受理したことを証明します。

年 月 日

兵庫県

印